

# 矢掛町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

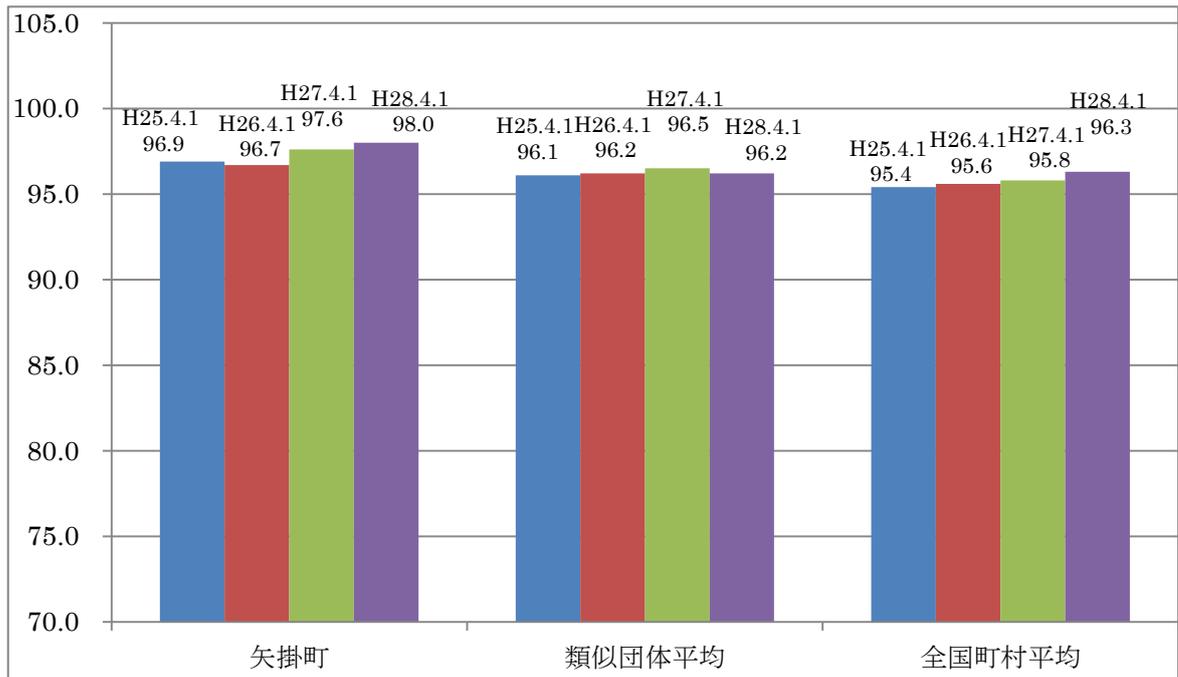
区分	住民基本台帳人口 (28年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 14,794	千円 7,562,408	千円 437,302	千円 902,163	% 11.9	% 10.9

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似型町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 105	千円 344,269	千円 39,334	千円 129,489	千円 513,092	千円 4,887	千円 5,491

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

※ラスパイレス指数は、3年前と比較し1ポイント以上上昇しているが、一般行政職員の構成人数が少ないため異動等による現象で特に大きな要因はない。平成27年4月1日現在で、国と同様の総合的見直しを実施している。

(4) 給与改定の状況 人事委員会を設置していないため記載なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

[実施内容 行政職給料表 1.8%引下げ]

※激変緩和のため3年間(平成30年3月末まで)の現額保障

※他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施

②地域手当の見直し 該当なし

③その他の見直し内容 [平成27年4月1日実施]

期末勤勉手当 国の基準に合わせて見直し

管理職員特別特勤手当 手当額は国より低い 内容については国の基準に合わせて整備

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(28年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
矢掛町	37.0 歳	279,400 円	310,861 円	299,295 円
岡山県	43.5 歳	337,937 円	422,364 円	368,812 円
国	43.6 歳	331,816 円	-	410,984 円
類似団体	41.4 歳	304,130 円	348,704 円	326,685 円

②教育職 小中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
矢掛町	46.3 歳	335,800 円	341,200 円
岡山県	43.0 歳	368,124 円	404,094 円
類似団体	39.7 歳	285,473 円	305,576 円

(矢掛町は、幼稚園教諭のみ)

③税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
矢掛町	34.1 歳	260,628 円	314,528 円	275,242 円
国	43.3 歳	366,926 円	-	442,569 円
類似団体	38.8 歳	289,952 円	347,011 円	309,471 円

④技能労務職

区 分	公 務 員				民 間		
	平均年齢	平均給料月額	平成給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間類似職種	平均年齢	平均給料月額
矢掛町	48.2歳	279,400円	297,533円	290,733円	自家用乗用 自動車運転者	50.3歳	281,300円
国	50.4歳	287,447円	—	329,358円			
類似団体	51.2歳	289,076円	305,697円	296,962円			

- (注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(28年4月1日現在)

区 分		矢掛町	岡山県	国
一般行政職	大学卒	176,700円	189,500円	176,700円
	短大卒	160,200円		
	高校卒	149,000円	152,600円	144,600円
技能労務職	18～21歳	157,400円		
	22～25歳	163,400円		
	26歳以上	177,600円		
医療職(二)	大学卒	189,200円		
	短大3卒	179,200円		
医療職(三)	短大3卒	203,500円		
	短大2卒	194,200円		
	准看護師養成所	164,200円		

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(28年4月1日現在)

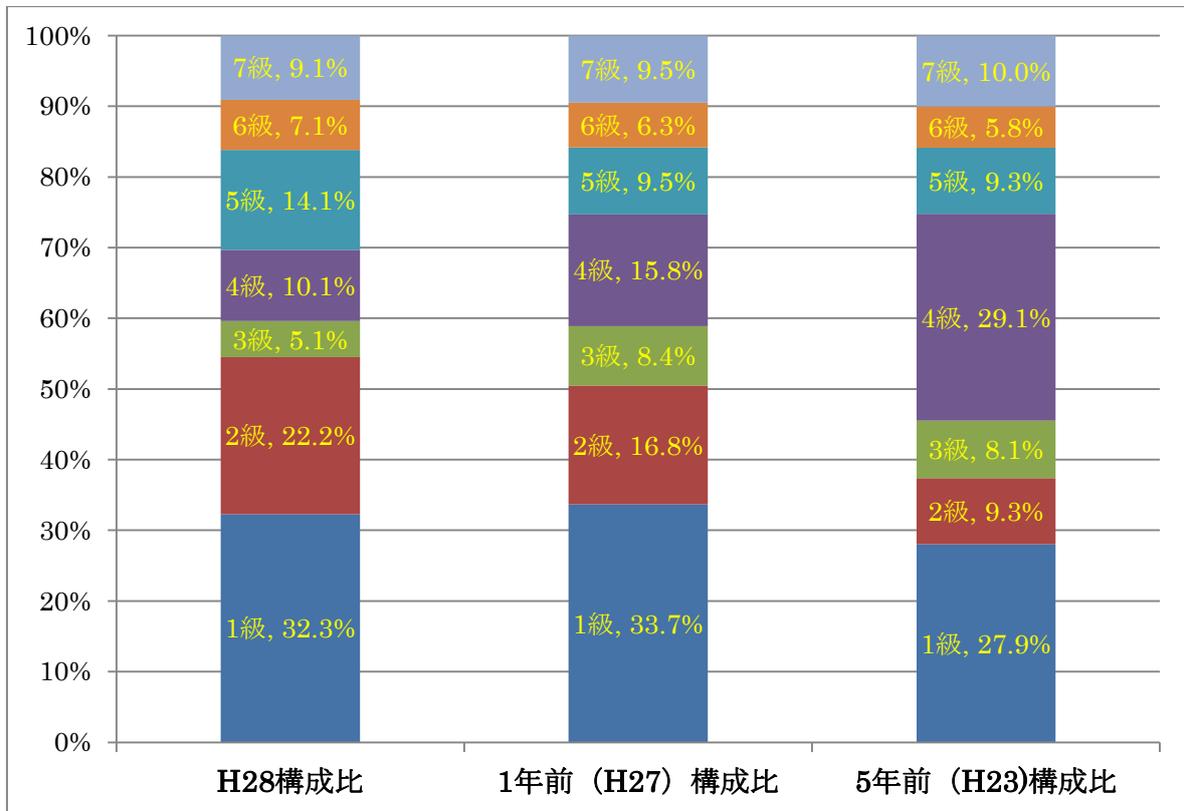
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	237,440円	340,186円	386,480円	423,160円
医療職(二) 検査技師等	短大卒		303,975円		
医療職(三) 看護師	短大卒	248,250円	297,100円	325,340円	347,000円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補・主事等定型的な業務を行う係員の職務	32人	32.3%	140,100円	246,100円
2級	主事等相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	22人	22.2%	190,200円	303,000円
3級	主査又はこれに相当する職務	5人	5.1%	226,400円	348,800円
4級	係長又はこれに相当する職務	10人	10.1%	259,900円	379,800円
5級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を処理する主幹又はこれに相当する職務	14人	14.1%	286,200円	391,800円
6級	課長代理又はこれに相当する職務	7人	7.1%	317,000円	409,000円
7級	課長又はこれに相当する職務	9人	9.1%	361,300円	443,700円

- (注) 1 矢掛町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日 までにおける運用	矢掛町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

矢掛町	岡山県	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,306千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,681千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

平成 28 年度中における運用	矢掛町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当 (28年4月1日現在)

矢掛町			国		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 無し			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額					
自己都合 3,455千円					
定年 22,764千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。(全会計)

(3) 特殊勤務手当 (28年4月1日現在)

支給実績 (27年度決算)	292千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	22,462円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (27年度)	12.4%		
手当の種類 (手当数)	7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
保育従事手当	保育士	保育園勤務保育従事	1月1,500円
訪問従事手当	保健師	療養指導訪問指導	1回 100円
救護施設従事手当	介護職員・指導員・看護師	救護施設に勤務	1月2,000円
	その他の職員		1月1,500円
理学療法従事手当	理学療法士	理学療法従事	1月3,000円
汚物等の収集・処理手当	職員	犬・猫の死体処理	1回1,000円
防疫等作業手当	保健師等	感染症の病原体の付着等若しくは危険がある処理従事	1回 500円
死体処理手当	行路病死者及び精神異常者の処置従事職員	行路病死者の処理・変死の立会及び精神異常者の護送立会	1回1,000円
		行路病死者の死体処理作業	1回2,000円

(注) 上記特殊勤務手当の支給実績は、普通会計分である。

(4) 地域手当

該当なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (27年度決算)	7,272千円
職員1人当たり平均支給年額 27年度決算	88千円

(注) 上記時間外手当の支給実績は、普通会計分である。

(6) その他の手当 (28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同	—	8,336千円	231,556円
住居手当	自ら居住するための住宅を町内に借り受け、家賃を払っている職員	異	支給条件	4,226千円	281,733円
通勤手当	通勤のため、交通機関又は自動車等を利用する職員に支給	異	支給区分	5,157千円	90,474円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	異	支給率	8,911千円	405,045円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給	同	—	5,140千円	125,366円

(注) 上記手当の支給実績は、普通会計分である。

5 特別職の報酬等の状況 (28年4月1日現在)

区 別		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	790,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 846,000円/534,800円
	副 市 町 村 長	650,000円	680,000円/509,200円
報 酬	議 長	332,000円	354,000円/243,000円
	副 議 長	270,000円	306,000円/192,000円
	議 員	250,000円	288,000円/175,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(27年度支給割合) 4.20月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(27年度支給割合) 3.15月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 退職1年前の給料総額×1/12×5×就任年数 退職1年前の給料総額×1/12×3×就任年数	(1期の手当額) (支給時期) 退任時又は任期満了時 退任時又は任期満了時
	備 考		

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

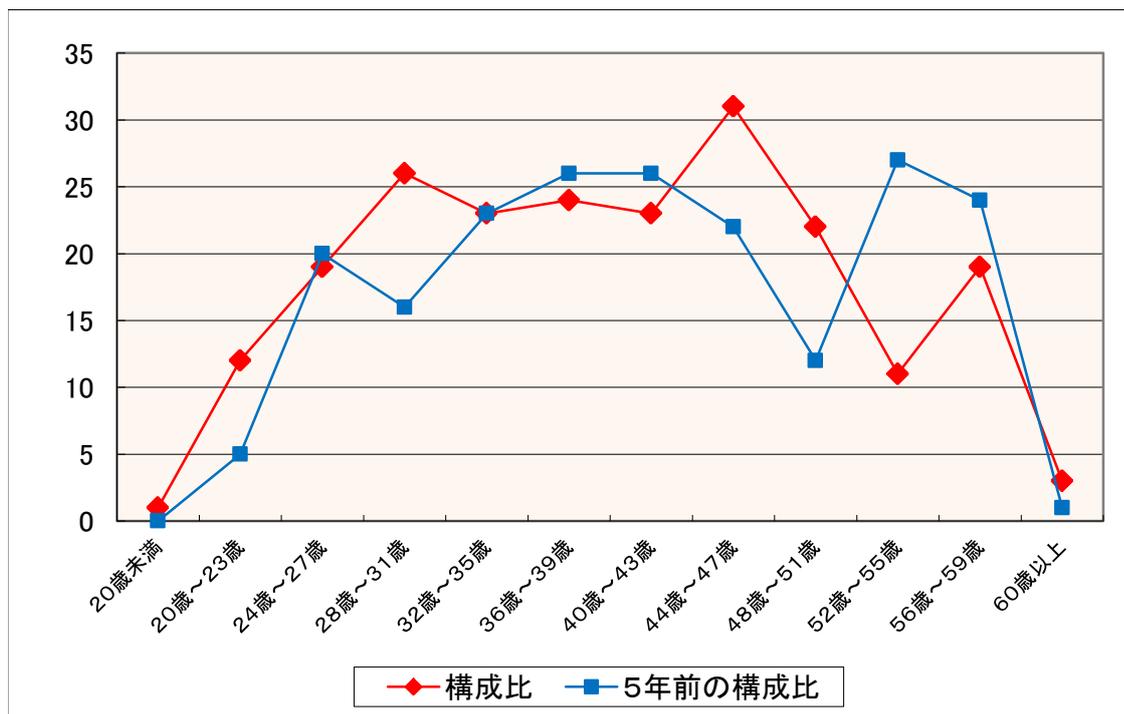
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由	
		平成28年	平成27年			
普 通 会 計	一 般 行 政	議会	2	2	1	
		総務	29	29		
		税務	6	6		
		農林水産	13	13		
		商工	6	5		
		土木	10	10		
民生	19	19				

	衛生	6	4	2	職員派遣（県），環境衛生
	計	91	88	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.5人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 80.51人)
	教育部門	14	17	△3	
	消防部門				
	小計	105	105		<参考> 人口1万人当たり職員数 71.0人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 98.63人)
公営企業等	病院	79	78	1	看護師採用
	水道	6	6		
	下水道	5	5		
	その他	19	18	1	
	小計	109	107	2	
合計		214 [249]	212 [249]	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 144.7人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	12人	19人	26人	23人	24人	23人	31人	22人	11人	19人	3人	214人

**(3) 職員数の推移**

(単位:人・%)

年度 部門別	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	83	82	83	84	88	91	8 (9.6%)
教育	18	18	18	18	17	14	△4(△22.2%)
消防							
普通会計計	101	100	101	102	105	105	4 (4.0%)
公営企業等会計計	101	103	111	113	107	109	8 (7.9%)
総合計	202	203	212	215	212	214	12 (5.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数